

(全ト協) 令和2年度 被害軽減ブレーキ導入促進助成事業のご案内

事業用トラックの交通事故防止のため衝突被害軽減ブレーキ装置を導入する際に、その費用の一部を助成します。

1. 助成要件

以下の条件をすべて満たしていること。

- ①静岡県トラック協会の会員で、かつ、直近四半期までの会費を完納していること。
- ②申請時において、加入後6か月以上経過していること。
- ③社会保険等への加入が適正になされていること。(保険料を納付していること。)

2. 受付期間

令和2年4月1日から10月30日まで

3. 対象装置

○別紙一覧記載の被害軽減ブレーキ

※中小事業者が導入する車両総重量3.5トン以上8トン未満に限る。

中小事業者とは以下のいずれかに該当する事業者とします。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(確認のため直近の事業報告書(資本金・従業員数の記載部分)の写しの提出が必要です)

[条件] ・令和2年4月1日から9月30日までに買取りまたはリースにより導入し(割賦購入は不可)、県内認可営業所に配置される事業用トラックに装着するもの

<対象装置詳細は別紙一覧のとおり>

4. 予算総額

600万円

5. 助成金額

装置取得価格(税抜)の1/2(千円未満切捨て) ※ただし上限5万円までとします。

6. 助成上限

1事業者あたりの上限は、すべての期間を通じて計30台までとします。

7. 申請方法 ※各書類を静岡県トラック協会業務課あて提出してください。

①交付申請書(兼助成金請求書)

②申請内訳書

③領収書の写し(リースの場合はリース契約書の写し)

※手形による支払いの場合は、実績報告時点で支払いが完了(決済)している必要があります。

④搭載証明書

⑤自動車検査証

⑥事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページの写し

⑦保険料納入告知額・領収済額通知書の写し ※厚生労働省年金局が発行した直近のもの

⑧振込先通帳の写し ※金融機関(支店)名・預金種別・口座名義・口座番号を確認できるもの